

宿泊約款

KITOW private villa 利用規則

お客様の安全かつ快適なご宿泊を確保するため、下記の規則をお守りください。この規則をお守りいただけないときは、ご宿泊のご継続および施設の利用をお断りさせていただくこともございます。また、施設内の設備・備品等を破損・汚損・紛失・施設外への持ち出しをした場合には、修理等にかかる費用を全額お客様にご負担いただきます。

- 1、施設を許可なしに宿泊以外の目的に使用しないでください。
- 2、火災防止のため、室内で喫煙しないでください（喫煙可能な場所は玄関前のデッキのみです）。
- 3、予約者以外を施設内に招いたり、施設内の諸設備および諸物品を使用させたりしないでください（「お届けリストランテ」以外の出張シェフサービスを利用される場合には、事前のお申し出が必要です）。
- 4、施設内の器具・備品の現状を許可なしに変更したり手を加えたりしないでください。
- 5、施設内に次のようなものを持ち込まないでください。
 - イ 動物、鳥類等
 - ロ 悪臭を発するもの
 - ハ 常識的な量をこえる物品
 - ニ 鉄砲、刀剣等
 - ホ 火薬、揮発油の発火または引火しやすいもの
 - ヘ その他、施設内の安全性を脅かす物件と認められるもの
- 6、施設内で高声、放歌または喧嘩な行為等で、近隣住民に不快感を与えたり迷惑をかけたりしないでください。
※21：30 から翌朝 7：00 まではクワイエットタイムです。
プール、BBQ、花火等もクワイエットタイム以外の時間にお楽しみください。
- 7、客室内は土足厳禁です。
- 8、当施設はデザインや眺望を重視して設計されているため、お子様にとっては危険となりうる場所もあります。到着時に施設内をご確認いただきお子様の行動にご留意いただきますようお願い申し上げます。尚、施設内での事故やトラブルに関して当施設は一切の責任を負いかねます。
- 9、当施設は貸別荘です。連泊中のタオル、シーツの交換や清掃は行うことができませんのでご了承ください。

第1条（適用範囲）

当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

- 2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、国籍及び職業
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金
- (4) その他当施設が必要と認める事項

- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 宿泊客が申込み時に支払う代金は、宿泊客が支払うべき宿泊料に充当し、第5条及び第14条の規定に適用する事態が生じたときは、違約金次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第10条の規定による料金の支払いの際に返還します。

第4条（宿泊契約締結の拒否）

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室により空室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき

宿泊約款

KITOW private villa 利用規則

- (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団および指定暴力団員等（以下「暴力団」および「暴力団員」とする）又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき
- (5) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
- (6) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき
- (7) 宿泊しようとする者が近隣住民等に著しい迷惑を及ぼす言動又は行為をしたとき
- (8) 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またかつて同様な行為を行ったと認められるとき
- (9) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (11) 宿泊しようとする者が泥酔等により近隣住民等に迷惑を及ぼす恐れのあるとき
- (12) 宿泊しようとする者が予約した施設内において、「物品の販売等を行う」など自己又は第三者の利益を図る目的を秘して申込みをされたとき
- (13) 宿泊しようとする者が、この約款の規定を順守しないとき、又は予約時のキャンセル規定・支払い規定を順守しないとき

第5条（宿泊客の契約解除権）

宿泊客は当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の22時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第6条（当施設の契約解除権）

当施設は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 第2条第1項の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (2) 第3条第2項の申込み時に支払う代金を請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- (3) 第4条（3）から（13）までに該当したとき
- (4) 当施設が定める利用規則に従わないとき。

第7条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日までに、当施設が案内する Web 入力フォームにて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、国籍及び職業
- (2) 外国人にあたっては旅券番号
- (3) その他当施設が必要と認める事項

第8条（施設の利用時間）

宿泊客が当施設を使用できる時間は、15時から翌朝11時までといたします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の施設の使用に応じることがあります。その場合は追加料金を申し受けます。

第9条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規約にしたがっていただきます。

第10条（料金の支払）

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及び算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、クレジットカードにより申込時に行っていただきます。

3 当施設が宿泊客に施設を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

宿泊約款

KITOW private villa 利用規則

第 11 条（当施設の責任）

当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設への入室を行った時に始まり、宿泊者が出発するために施設を離れた時に終わります。

第 12 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられている場合において、当施設は原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴重品及び個人情報を含む物品については発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、その他の物品については1箇月経過後処分いたします。ただし、衛生環境を損なう飲食物、たばこ、雑誌等は即日処分いたします。

第 13 条（駐車場の責任）

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。駐車場内での事故やトラブルに関して、当施設は一切の責任を負いません。

第 14 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第 15 条（準拠法と管轄裁判所）

当施設と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当施設の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

別表第 1 宿泊料金の内訳（第 3 条第 2 項、第 11 条第 1 項関係）

		内訳
宿泊者が 支払うべき総額	宿泊料金	宿泊料
	追加料金	その他利用料金
	税金	消費税

税法が改正された場合は改正された規定によるものとします。

別表第 2 違約金（第 5 条第 2 項関係）

契約解除の 通知を受けた日	不泊	当日 前日	2 日前	7~3 日前	30~8 日前	120~31 日前
違約金の比率	100%	100%	80%	50%	20%	5%